

葬儀費用に備える保険期間1年の「掛捨て型死亡保険」!

はじめやすい!

葬儀保険

保険料
一定
プラン

無配当災害死亡割増型1年定期保険(保険料建)

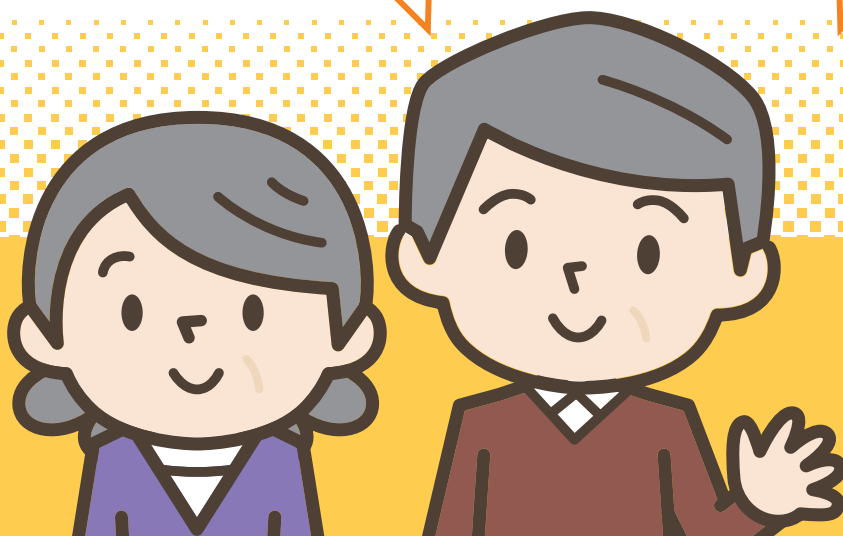
医師の診査
不要!

告知書の記入が必要
(健康状態などによっては
お引受けできない場合があります)

満89歳
までお申込み可能!
(最長満99歳まで
更新可能!)

使い道は自由!
葬儀費用
以外にも使えます

保険料が
定額なので
続け易い!



- ・この保険は、死亡時の保障を希望されるお客様にお勧めの商品です。商品内容がお客様のご意向に沿っているかご確認ください。ご意向とは異なる場合やご不明点がある場合は、取扱代理店または当社にご連絡ください。
- ・このパンフレットは、無配当災害死亡割増型1年定期保険(保険料建)の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、「ご契約内容(契約概要)」「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご一読ください。

葬儀費用でご家族に負担をかけたくない

葬儀保険の **5** つの特長

特長
1

葬儀費用に備える死亡保障

不慮の事故や自然災害による死亡の場合は、死亡保険金額の倍額の保険金が支払われます。

- 死亡保険金額と同額の災害死亡保険金額がセットされています。
- 更新後の保険料は更新前と変わりませんが、保険金額は更新日における被保険者の満年齢に応じて更新前よりも通常下がります。



特長
2

満89歳までお申込み可能!更新は最長満99歳まで可能!

保険料が定額なので続け易い!

- 保険料は1,000円単位で設定できます。
ただし、月払は2,000円、半年払は3,000円、年払は5,000円からとなります。

特長
3

医師の診査は不要

- 簡単な告知書のご記入でお申込み可能です。
- お客様の告知内容などによっては、お引受けできない場合、または特別な条件を付けてお引受けする場合があります。



特長
4

使い道は自由!

- 葬儀費用以外にもお使いいただけます。
例:宗教費用、仏壇・お墓、年忌法要、整理資金、入院費用など



特長
5

保険金クイック支払サービスをご利用いただけます

- 保険金クイック支払サービスは、株式会社メモリード・ライフが死亡保険金請求書類を受付けた日から最短で翌営業日に死亡保険金をお支払いするサービスです。
責任開始期から2年以内の死亡、災害等不慮の事故による死亡等、本サービスをご利用できない場合もございますので、詳しくは取扱代理店または当社へご連絡ください。

方にお勧めします!

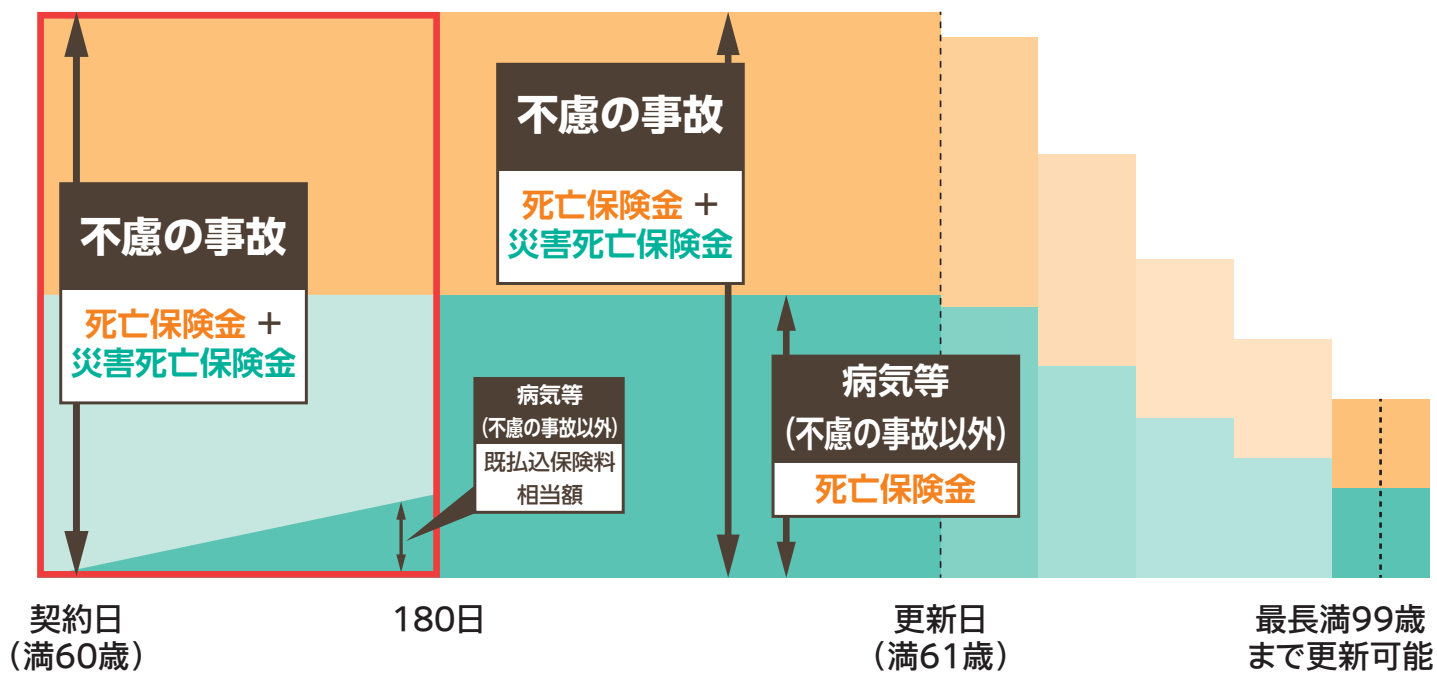
■ご契約例 葬儀保険 (保険料一定プラン)

【ご契約初年度の保険金額例】 月払保険料2,000円に加入した際の保険金額の推移

契約年齢 (満年齢)	病気等(不慮の事故以外)		不慮の事故	
	女性	男性	女性	男性
60歳	2,739,800円	1,379,400円	5,479,600円	2,758,800円
65歳	1,960,800円	917,400円	3,921,600円	1,834,800円
70歳	1,369,800円	579,800円	2,739,600円	1,159,600円

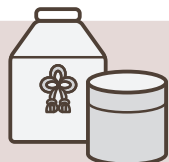
※災害死亡保険金額は死亡保険金額と同額です。

[しくみ図]



お葬儀には様々な費用がかかります。

葬儀一式費用
平均119万円



お布施(宗教費用)
平均24万円



返礼品費用
平均34万円



鎌倉新書「第4回お葬式に関する全国調査(2019年)」

葬儀保険（保険料一定プラン）

標準的なご契約例としてオススメしております

■保険金額一覧

各月払保険料に対する保険金額の推移 ※災害死亡保険金額は死亡保険金額と同額です

女性							
契約年齢 (満年齢)	月払 2,000円	月払 3,000円	月払 5,000円	契約年齢 (満年齢)	月払 2,000円	月払 3,000円	月払 5,000円
50歳	－	－	－	70歳	1,369,800円	2,054,700円	－
51歳	－	－	－	71歳	1,257,800円	1,886,700円	－
52歳	－	－	－	72歳	1,149,400円	1,724,100円	2,873,500円
53歳	－	－	－	73歳	1,041,600円	1,562,400円	2,604,000円
54歳	－	－	－	74歳	943,400円	1,415,100円	2,358,500円
55歳	－	－	－	75歳	851,000円	1,276,500円	2,127,500円
56歳	－	－	－	76歳	772,200円	1,158,300円	1,930,500円
57歳	－	－	－	77歳	689,600円	1,034,400円	1,724,000円
58歳	－	－	－	78歳	615,400円	923,100円	1,538,500円
59歳	2,898,600円	－	－	79歳	557,200円	835,800円	1,393,000円
60歳	2,739,800円	－	－	80歳	498,800円	748,200円	1,247,000円
61歳	2,564,200円	－	－	81歳	445,400円	668,100円	1,113,500円
62歳	2,409,600円	－	－	82歳	397,600円	596,400円	994,000円
63歳	2,247,200円	－	－	83歳	354,000円	531,000円	885,000円
64歳	2,105,200円	－	－	84歳	315,400円	473,100円	788,500円
65歳	1,960,800円	2,941,200円	－	85歳	(280,800円)	421,200円	702,000円
66歳	1,834,800円	2,752,200円	－	86歳	(249,600円)	374,400円	624,000円
67歳	1,709,400円	2,564,100円	－	87歳	(222,200円)	333,300円	555,500円
68歳	1,587,400円	2,381,100円	－	88歳	(197,600円)	(296,400円)	494,000円
69歳	1,470,600円	2,205,900円	－	89歳	(176,000円)	(264,000円)	440,000円

- 無配当災害死亡割増型1年定期保険(保険料建)の年間の最低保険料は、月払2,000円、半年払3,000円、年払5,000円です。
- お申込みいただける死亡保険金額は30万円～300万円までとなります。
- 下表に記載のない年齢や保険料等につきましては、取扱代理店または当社にお問合せください。
- 保険金額は更新日における被保険者の満年齢に応じて計算するため、更新後の保険料が同一の場合でも、更新後の保険金額は通常下がります。
- ()は更新後の死亡保険金額を記載しております。新規でのお申込みはできません。

■保険金額一覧

各月払保険料に対する保険金額の推移 ※災害死亡保険金額は死亡保険金額と同額です

男 性							
契約年齢 (満年齢)	月払 2,000円	月払 3,000円	月払 5,000円	契約年齢 (満年齢)	月払 2,000円	月払 3,000円	月払 5,000円
50歳	2,597,400円	—	—	70歳	579,800円	869,700円	1,449,500円
51歳	2,439,000円	—	—	71歳	534,800円	802,200円	1,337,000円
52歳	2,298,800円	—	—	72歳	490,200円	735,300円	1,225,500円
53歳	2,150,600円	—	—	73歳	452,400円	678,600円	1,131,000円
54歳	2,020,200円	—	—	74歳	416,600円	624,900円	1,041,500円
55歳	1,886,800円	2,830,200円	—	75歳	383,200円	574,800円	958,000円
56歳	1,770,000円	2,655,000円	—	76歳	351,400円	527,100円	878,500円
57歳	1,652,800円	2,479,200円	—	77歳	322,600円	483,900円	806,500円
58歳	1,550,400円	2,325,600円	—	78歳	(294,600円)	441,900円	736,500円
59歳	1,459,800円	2,189,700円	—	79歳	(266,400円)	399,600円	666,000円
60歳	1,379,400円	2,069,100円	—	80歳	(243,000円)	364,500円	607,500円
61歳	1,290,400円	1,935,600円	—	81歳	(221,200円)	331,800円	553,000円
62歳	1,190,400円	1,785,600円	2,976,000円	82歳	(201,400円)	302,100円	503,500円
63歳	1,099,000円	1,648,500円	2,747,500円	83歳	(183,200円)	(274,800円)	458,000円
64歳	1,005,000円	1,507,500円	2,512,500円	84歳	(166,600円)	(249,900円)	416,500円
65歳	917,400円	1,376,100円	2,293,500円	85歳	(151,400円)	(227,100円)	378,500円
66歳	836,800円	1,255,200円	2,092,000円	86歳	(137,600円)	(206,400円)	344,000円
67歳	763,400円	1,145,100円	1,908,500円	87歳	(125,000円)	(187,500円)	312,500円
68歳	692,000円	1,038,000円	1,730,000円	88歳	(113,800円)	(170,700円)	(284,500円)
69歳	633,000円	949,500円	1,582,500円	89歳	(103,600円)	(155,400円)	(259,000円)

お申込みの流れ

1 保険契約申込書・告知書にご記入ください

保険契約申込書・告知書等をもれなくご記入のうえ、取扱代理店または当社の担当者にお渡しください。

※月払でのお申込みの場合、保険契約日はお申込みをされた月の翌月1日となります。

満年齢も同日で計算するため、保険契約日時点で年齢が上がっていないかご注意ください。

2 引受審査後、ご契約をお引受けした場合には保険証券を郵送します

お客様の告知の内容などによってはお引受けできない場合、または特別な条件をつけてお引受けする場合があります。

3 27日に初回保険料を預貯金口座から振替えます

申込日・告知日のいずれか遅い日の翌月27日(土日祝日等の場合は翌営業日)が第1回口座振替日となります。

なお、2回目以降の振替日も同様に、払込月の27日となります。

メモリード・ライフが指定するクレジットカードによる保険料のお支払いも選択できます。(詳しくはお問合せください)

保障の内容について

保険期間・更新

- この保険は保険期間1年の保険料掛捨て型の死亡保険です。更新後の保険金額については当社より「保険契約更新のお知らせ」をお送りします。ご契約者から保険期間満了日の2週間前までにご契約を継続しない旨のお申出がない場合、保険契約は保険期間満了日の翌日に健康状態にかかわらず、更新前と同じ保険期間・保険料で最長満99歳まで更新(継続)されます。
- 更新後の保険料は更新前と同額です。保険金額は更新日における被保険者の満年齢に応じて計算するため、更新後の保険料が同一の場合でも、更新後の保険金額は通常下がります。

保険金をお支払いする場合

- この保険契約でお支払いする保険金は以下の通りです。保険金をお支払いできない場合もありますので、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

死亡保険金

- 被保険者が保険契約日から180日以内の不慮の事故以外で死亡された場合には、既払込保険料相当額をお支払いします。不慮の事故で死亡された場合には、保険契約日から180日以内であっても死亡保険金をお支払いします。被保険者が保険契約日からその日を含め180日経過した後死亡された場合には、死亡保険金をお支払いします。

災害死亡保険金

- 被保険者が責任開始期(復活の場合にはその責任開始期)以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その不慮の事故が発生した日からその日を含め180日以内に死亡された場合には、災害死亡保険金をお支払いします。

お申込み可能な年齢

- ご契約日における被保険者の年齢が満20歳から満89歳までの方が新規にお申込み頂くことができ、最長満99歳まで更新できます。保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が満99歳を超える時には、更新できません。
- お客様の告知の内容などによってはお引受けできない場合、あるいは特別な条件をつけてお引受けする場合があります。

解約返戻金・満期保険金・配当金・その他

- 半年払・年払の契約については、経過期間により解約返戻金(未経過保険料の一部)をお支払いすることがあります。
- この保険契約には満期保険金はありません。また無配当保険のため、配当金はありません。
- 高度障害保険金、保険料払込免除、保険料自動振替貸付、契約者貸付の制度はありません。

少額短期保険業者について

- 万一、少額短期保険業者である当社が経営破たんした場合、保険契約保護機構による資金援助はありません。また、同機構の保障対象契約にも該当しませんが、保険契約者等を保護し、健全な経営を行うため、少額短期保険業者の最低資本金制度や供託金制度等、法令等による規制措置を講じることにより、経営の安定を図っています。
- 少額短期保険業者は、保険業のうち、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内(生命保険1年、損害保険2年以内)であって、保険区分毎の保険金額の合計額が1,000万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下(死亡保険300万円、災害(傷害)死亡保険300万円等)の保険のみの引受けを行う小規模事業者です。
- 少額短期保険業者の保険契約は税法上の生命保険料控除・損害保険料控除の対象とはなりません。

少額短期保険募集人は保険契約(生命保険)の締結にあたり引受保険会社の承諾を必要とする「媒介」の権限のみが認められており、契約締結の代理権や告知受領権はありません。

取扱代理店(少額短期保険募集人)

引受保険会社(少額短期保険業者)

株式会社メモリード・ライフ

[登録番号] 関東財務局長(少額短期保険)第18号

[本社] 〒101-0064 東京都千代田区神田猿樂町2-8-16 平田ビル6階 [TEL] 03-3233-0211(代表)
ご請求いただいた資料につきましては、当社または取扱代理店から発送させていただきます。

 **0120-244-888**

受付時間 平日 9:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

【承認番号】MLAD2105-22